

厚労省の当補助金に係る Q&A より抜粋

No.53

Q.

実施要項 3 (1) イ (ア) の「感染症又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用」について、

- ① 「在庫の不足が見込まれる」とは、どのような状況を想定しているのか。
- ② 「衛生用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。
- ③ 「購入費用」について、どのくらいの購入量が補助対象となるのか。

A.

①については、当該感染者又は濃厚接触者の発生時等において、当該発生等への対応期間に使用するであろう量に対し、事業所・施設等で保有する在庫量では不足することが見込まれる場合を想定しています。よって、十分な保有量があり在庫の不足が見込まれない場合は補助対象とはなりません。

②については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、感染等が発生した際に多量に消費するマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液などといった防護具等や消毒用品を想定しています。体温計やパルスオキシメーター、パーテーション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツなどといった器具や備品、おむつなどは補助対象外となります。

③ について、見込まれる不足量分が補助対象となります。

上記を踏まえると、対象期間内に購入したものでも通常時に定期的に購入する量については補助対象外となることに留意してください。